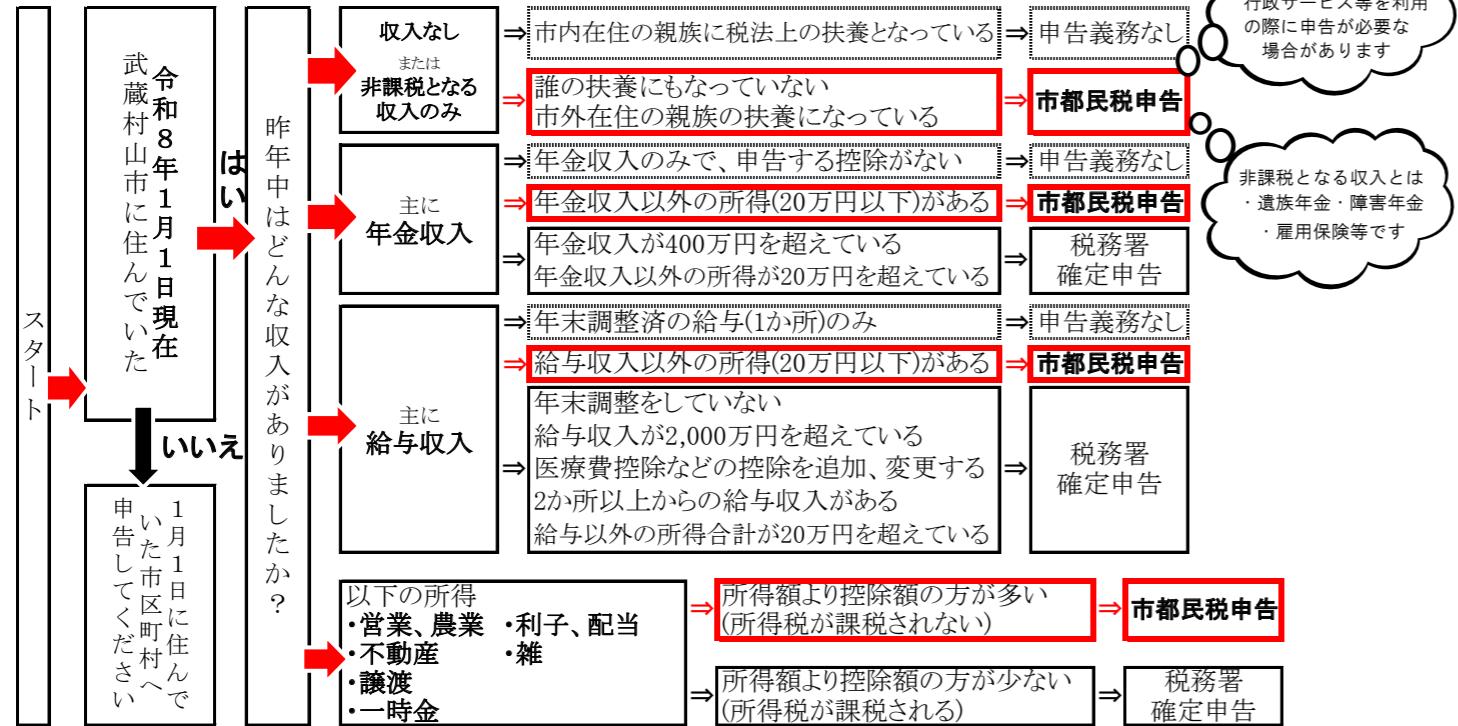




武藏村山市 令和8年度(令和7年分) 市民税・都民税 申告の手引き

市民税・都民税は1月1日現在お住まいの市(区町村)において、前年中の所得を基準に計算されます。このため、令和7年中の所得を申告してください。
また、同年中に収入が無かった場合でも、申告することにより非課税証明書の発行、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の算定資料となりますので期限までに申告してください。

● 市民税・都民税の申告が必要な方の目安



● 必要書類 提出書類の返却はいたしません。控えが必要な方は事前にコピーをお願いします。

- ① 市民税・都民税申告書
- ② 令和7年中の収入に関する書類
給与・年金の源泉徴収票、報酬の支払調書、収入金額・必要経費の分かる帳簿等(非課税所得に係るもの除く)
- ③ 控除に関する書類(令和7年中のもの)
社会保険料(国民健康保険税や国民年金保険料等)の領収書又は控除証明書、生命保険料・地震保険料等の控除証明書、障害のある方はその手帳(写し)、学生の方は学生証(写し)、医療費控除又はセルフメディケーション税制の明細書、寄附金受領証明書等

※ 各種控除の証明書類が添付されていない場合は、その控除が適用できません。

今回の申告に間に合わない場合、再発行等により書類がそろいましたら追加の申告をしてください。

④ マイナンバー確認書類

【本人が申告する場合】
1 マイナンバーカード又は通知カード及び身元確認書類(※)

【代理人が申告する場合】

- 1 申告者のマイナンバーカード又は通知カード及び身元確認書類(※)の写し
- 2 代理人の身元確認書類(※)及び委任状や戸籍謄本等の代理権を確認できる書類
※ 身元確認書類: 顔写真付きの場合は1点(運転免許証、パスポート、在留カード等)
顔写真付きでない場合は2点(キャッシュカード、診察券、源泉徴収票等)

● 申告方法 ①または②いずれかの方法で申告をしてください。

- ① 郵送
上記必要書類4点を送付先まで郵送ください。
送付先 〒208-8501 武藏村山市本町1-1-1 武藏村山市役所 市民部課税課 市民税係
※ 受付印が必要な場合には、返信用封筒(住所・氏名を記入し、110円切手を貼ったもの)を同封してください
- ② 持参
申告の受付日時、会場等につきましては同封のチラシ及び市ホームページをご確認ください

● お問い合わせ先等

市民税・都民税に関するお問い合わせ
武藏村山市役所 課税課 市民税係
042-565-1111(代表) 内線123~125



確定申告の作成・お問い合わせ
国税庁 立川税務署
042-523-1181(代表) 自動音声案内



申告期限は
3月16日(月) です

令和8年度に適用される制度改正ポイント

① 所得税の基礎控除額が改正

合計所得金額によって所得税の基礎控除額が変わります
改正前: 48万円
改正後: 58万円・63万円・68万円・88万円・95万円
※ **市民税・都民税の基礎控除額に変更はありません**
市民税・都民税の基礎控除額: 43万円

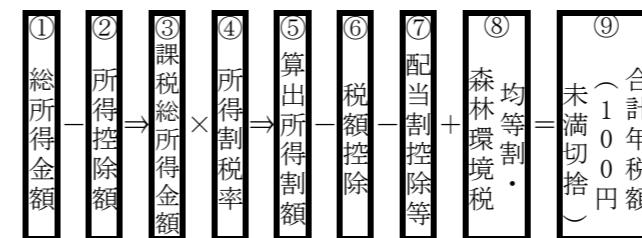
② 給与所得控除の最低保証額の見直し

給与収入が190万円以下の範囲の方は、
給与所得控除額は**65万円**に変更となります
※ 190万円超の方は給与所得控除に変更はありません

④ 19歳以上23未満の親族に対する特別控除の新設(特定親族特別控除)

合計所得金額	特定親族特別控除額
58万円超	95万円以下 45万円
95万円超	100万円以下 41万円
100万円超	105万円以下 31万円
105万円超	110万円以下 21万円
110万円超	115万円以下 11万円
115万円超	120万円以下 6万円
120万円超	123万円以下 3万円
123万円超	控除対象外

● 市民税・都民税の計算方法



⑧ 均等割額内訳

市民税	3,000円
都民税	1,000円
森林環境税	1,000円
合計	5,000円

④ 所得割税率

市民税	6%
都民税	4%
合計	10%

※ 森林環境税は国内に住所を有する個人に対して令和6年度から課税される国税です。

● 給与所得の速算表

給与収入金額(A)	給与所得金額
~650,999円	0円
651,000円~1,899,999円	A - 650,000円
1,900,000円~3,599,999円	[B] A ÷ 4 ※千円未満端数切捨て
3,600,000円~6,599,999円	B × 2.8 - 80,000円 B × 3.2 - 440,000円
6,600,000円~8,499,999円	A × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円~	A - 1,950,000円

● 公的年金所得の速算表

年金受給者の年齢	公的年金等の収入合計額[C]	公的年金等以外の雑所得の合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上 (昭和36年 1月1日以前 生まれ)	~3,300,000円未満	C - 1,100,000円	C - 1,000,000円	C - 900,000円
	3,300,000円~4,099,999円	C × 0.75 - 275,000円	C × 0.75 - 175,000円	C × 0.75 - 75,000円
	4,100,000円~7,699,999円	C × 0.85 - 685,000円	C × 0.85 - 585,000円	C × 0.85 - 485,000円
	7,700,000円~9,999,999円	C × 0.95 - 1,455,000円	C × 0.95 - 1,355,000円	C × 0.95 - 1,255,000円
65歳未満 (昭和36年 1月2日以降 生まれ)	10,000,000円~	C - 1,955,000円	C - 1,855,000円	C - 1,755,000円
	~1,300,000円未満	C - 600,000円	C - 500,000円	C - 400,000円
	1,300,000円~4,099,999円	C × 0.75 - 275,000円	C × 0.75 - 175,000円	C × 0.75 - 75,000円
	4,100,000円~7,699,999円	C × 0.85 - 685,000円	C × 0.85 - 585,000円	C × 0.85 - 485,000円
7,700,000円~9,999,999円	C × 0.95 - 1,455,000円	C × 0.95 - 1,355,000円	C × 0.95 - 1,255,000円	
	10,000,000円~	C - 1,955,000円	C - 1,855,000円	C - 1,755,000円

● 非課税となる場合

1 ①~③のいずれかに該当する方は市民税・都民税が非課税となります。

- ① 令和8年1月1日時点で生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- ② 令和8年1月1日時点で障害者・未成年者(既婚者を除く、18歳未満の方)・ひとり親・寡婦で合計所得金額が135万円以下の方

申合計所得金額が次の金額以下の方

扶養親族なしの場合: 45万円

扶養親族ありの場合: 35万円 × (本人+扶養人数) + 10万円 + 21万円

※ ②、③に該当する方は市民税・都民税の申告が必要となる場合があります。

2 総所得金額等が次の金額以下の方は所得割のみ非課税

35万円 × (本人+扶養人数) + 42万円

● 所得控除 → 令和8年度改正項目 → 新設

雑損控除	本人、扶養親族等が災害、盗難等により損失を受けた場合 ※盜難届、罹災証明等の証明書が必要です。 損害金額等 - 保険金等による補填額 = 差引損失額(A)	控除額は次の①と②のいずれか多い額 ①(A) - 総所得金額の10% ②(A)のうち災害関連支出の金額 - 5万円		
医療費控除	本人や扶養親族等の医療費を支払った場合 ※医療費控除を受ける場合、セルフメディケーション税制の適用は受けられません。 (医療費の支払額 - 保険金等による補填額) - (10万円又は総所得金額等の5%のいずれか少ない額)	限度額200万円		
セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例)	本人や扶養親族等の特定一般用医薬品等を購入した場合 ※セルフメディケーション税制の明細書、健康診断の結果通知表等の一定の取組を行ったことを明らかにする書類が必要です。 ※セルフメディケーション税制の適用を受ける場合、医療費控除は受けられません。 (特定一般用医薬品等購入費 - 保険金等による補填額) - 1万2千円	限度額8万8千円		
社会保険料控除	国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護医療保険料及び国民年金保険料等を支払った場合 ※国民年金保険料は控除証明書又は領収書の添付が必要です。	控除額は支払額全額		
小規模企業共済等掛金控除	第1種共済掛金と心身障害者扶養共済掛金、確定拠出年金法の企業型及び個人型加入者掛金を支払った場合 ※掛金の証明書が必要です。	控除額は支払額全額		
生命保険料控除	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料を支払った場合 ※生命保険料控除は控除証明書の添付が必要です。			
	支払保険料の金額	控除額		
	① 旧契約 (平成23年12月31日以前の契約)	1円 ~ 15,000円 15,001円 ~ 40,000円 40,001円 ~ 70,000円 70,001円 ~	支払保険料の全額 支払保険料 × 1/2 + 7,500円 支払保険料 × 1/4 + 17,500円 35,000円	
	② 新契約 (平成24年1月1日以降の契約)	1円 ~ 12,000円 12,001円 ~ 32,000円 32,001円 ~ 56,000円 56,001円 ~	支払保険料の全額 支払保険料 × 1/2 + 6,000円 支払保険料 × 1/4 + 14,000円 28,000円	
地震保険料控除	③ ①と②両方の場合	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料それぞれ上記計算式で計算した控除額の合計額(限度額 70,000円) 一般生命保険料・個人年金保険料については、新契約と旧契約の両方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上記計算式で計算した控除額の合計額(限度額 28,000円)		
	支払保険料の金額	控除額		
ひとり親控除	① 地震保険料	1円 ~ 50,000円 50,001円 ~	支払保険料 × 1/2 25,000円(限度額)	
	② 旧長期損害保険料	1円 ~ 5,000円 5,001円 ~ 15,000円 15,001円 ~	支払保険料の全額 支払保険料 × 1/2 + 2,500円 10,000円(限度額)	
	③ ①と②の両方の場合	①で求めた金額+②で求めた金額(限度額25,000円)		
	次の要件をすべて満たす人 ①令和7年12月31日時点において、婚姻をしていないこと又は配偶者の生死の明らかでない人で、扶養親族である子又は総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子がいる ②合計所得金額が500万円以下である ③事実上婚姻関係にあると認められる相手がいない	控除額30万円		
寡婦控除	①夫と死別・離別した後、再婚していない又は夫の生死が明らかでない人で、扶養親族がいる ②夫と死別後、再婚していない又は夫の生死の明らかでない人がある 上記①又は②と次の要件を満たす場合 ・合計所得金額が500万円以下であること ・事実上婚姻関係にあると認められる相手がいないこと	控除額26万円		
勤労学生控除	大学、高等学校等の学生で、合計所得金額が85万円以下の場合(給与所得以外の所得金額が10万円以下の場合に限る。) ※学生証、在学証明書等の証明書が必要です。	控除額26万円		
障害者控除	本人	特別	身体障害者手帳1級又は2級、精神障害者保健福祉手帳1級、愛の手帳1度又は2度等を所持している場合	控除額30万円
	一般		上記以外の障害者の場合	控除額26万円
	扶養者	特別	身体障害者手帳1級又は2級、精神障害者保健福祉手帳1級、愛の手帳1度又は2度等を所持している場合	控除額30万円
	一般		上記以外の障害者の場合	控除額26万円
	同居特別		同居する扶養親族が特別障害者の場合	控除額53万円

基礎控除	合計所得金額が2,400万円以下	控除額43万円
	合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下	控除額29万円
	合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下	控除額15万円
	合計所得金額が2,500万円超	控除額0円
扶養控除	合計所得金額が 58万円 以下の生計を一にする扶養親族がいる場合	
	一般	16歳以上(平成22年1月1日以前生まれ)
	特定	19歳～22歳(平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ)
	老人	70歳以上(昭和31年1月1日以前生まれ)
	同居老親等	老人扶養のうち本人又は配偶者の直系尊属で同居
配偶者控除	本人の合計所得金額	合計所得金額が 58万円 以下の生計を一にする配偶者がいる場合
		900万円以下
		控除額 33万円 (老人控除対象配偶者である場合は 38万円)
		900万円超950万円以下
		控除額 22万円 (老人控除対象配偶者である場合は 26万円)
		950万円超～1,000万円以下
		控除額 11万円 (老人控除対象配偶者である場合は 13万円)
		1,000万円超
		一般・老人ともに控除なし

(特別控除) ※特別控除に該当する方は扶養人数には含まれません。

新 特定親族特別控除	年齢が19歳以上23歳未満の親族(配偶者及び事業専従者を除く)の合計所得金額が58万円超123万円以下の場合			
扶養親族の合計所得金額	控除額			
58万円超 95万円以下	45万円			
95万円超 100万円以下	41万円			
100万円超 105万円以下	31万円			
105万円超 110万円以下	21万円			
110万円超 115万円以下	11万円			
115万円超 120万円以下	6万円			
120万円超 123万円以下	3万円			
123万円超	控除適用なし			
改 配偶者特別控除	控除額			
配偶者の合計所得金額	本人の合計所得金額900万円超950万円以下	本人の合計所得金額900万円超950万円以下	本人の合計所得金額950万円超1,000万円以下	本人の合計所得金額1,000万円超
58万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円	控除適用なし
95万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円	控除適用なし
100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円	控除適用なし
105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円	控除適用なし
110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円	控除適用なし
115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円	控除適用なし
120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円	控除適用なし
125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	控除適用なし
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円	控除適用なし
133万円超	0円	0円	0円	控除適用なし

● 税額控除

寄附金控除	都道府県・市区町村、東京都共同募金会及び日本赤十字社東京都支部、市・都が条例で指定した団体に対する寄附を行った場合	
	<p>※ 寄附金控除は必ず寄附金受領証明書の添付が必要です。</p> <p>※ 市民税・都民税の申告をされた方はふるさと納税ワンストップ特例制度の対象にはなりません。</p>	
	寄付先	控除額
	都道府県・市区町村 (ふるさと納税)	<p>次の①と②の合計額を市民税・都民税所得割額から控除</p> <p>① (寄附金 - 2,000円) × 10%(市民税6%、都民税4%)</p> <p>② (寄附金 - 2,000円) × {90% - (所得税の適用税率 × 1.021)}</p> <p>(市民税3/5、都民税2/5) ※②は市民税・都民税の調整控除後の所得割の20%が限度</p>
	東京都共同募金会及び 日本赤十字社東京都支部	(寄附金 - 2,000円) × 10%(市民税6%、都民税4%)
市・都両方の条例で指定	(寄附金 - 2,000円) × 10%(市民税6%、都民税4%)	
市条例のみで指定	(寄附金 - 2,000円) × 6%(市民税のみ)	
都条例のみで指定	(寄附金 - 2,000円) × 4%(都民税のみ)	

◆他に配当控除、配当割額控除額及び譲渡割額控除額の控除、外国税額控除があります

記入例(うら)

各項目の対象となる方は、太枠の中を記入してください

1. 給与所得の方
(源泉徴収票のない方)

日雇、アルバイト及び源泉徴収をしていない事業所などの収入を証明してもらってください。
(給与支払証明書を添付してもかまいません。)

月	日	保険料
1		内
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12	夏 年 合	
勤 務 先 名 T E		

源泉徴収票がない場合

2. 事業所得(営業等・農業)・雑所得(公的年金以外の収入)の方
裏

収支計算書 自 令和7年1月1日～至 令和7年12月31日

科 目	金 額	科 目	金 額
取 扱上(収入)金額	円	通 信 費	円

事業所得・雑所得がある場合

必要経費	費
減価償却費	
地代・家賃	(B)必要経費計
租税公課	(C)専従者控除額
水道光熱費	所得金額(A)-(B)-(C)

3. 不動産所得の方 帳簿等 □ 有 □ 無

収支計算書 自 令和7年1月1日～至 令和7年12月31日

科 目	金 額	科 目	金 額
家賃収入	円	借入金利子	円
地代収入		租税公課	

不動産所得がある場合

必要経費	費
収入金額	(A)収入金額計
給料賃金	(B)必要経費計
減価償却費	(C)専従者控除額
地代・家賃	所得金額(A)-(B)-(C)

1

2

3

4

5

6

7

8

9

1 源泉徴収票の無い給与所得の方

給与所得がある方で、源泉徴収票が無い場合は各月に明細金額・勤務先等を記入してください。
※源泉徴収票を添付する場合、記入不要です。

2 事業所得(営業等・農業)・雑所得(公的年金以外の収入)がある方

収入と経費等の内訳を記入してください。
帳簿がある場合は添付してください。
帳簿の確認ができない場合、控除の適用が受けられませんのでご注意ください。

3 不動産所得がある方

収入と経費等の内訳を記入してください。
帳簿がある場合は添付してください。
帳簿の確認ができない場合、控除の適用が受けられませんのでご注意ください。

5 特定親族扶養控除・特定親族特別控除がある場合

おもて面(3-C)に記入した扶養親族の氏名・続柄・生年月日・個人番号(マイナンバー)・収入・所得種類について記載してください。
収入が無い場合は、「0円」と記入してください。
記載がない場合、正しい控除額が算定できませんのでご注意ください。

7 別居の扶養親族等がいる場合

おもて面(3-C)に記入した扶養親族が別居の場合、氏名・住所・生年月日を記載してください。
国外居住の扶養親族がいる場合は該当の区分にレ点チェックを記入してください。

対象となる国外居住親族の範囲	扶養控除に係る必要書類について
年齢16歳以上30歳未満の方	「親族関係書類」、「送金関係書類」(金額問わず)
年齢70歳以上の方	
年齢30歳以上70歳未満の方で以下のいずれかに該当する方	
①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった方	「親族関係書類」、「送金関係書類」(金額問わず)、「留学ビザ等書類」
②障害者の方	「親族関係書類」、「送金関係書類」(金額問わず)、「障害の状態が確認できる書類」
③申告者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている方	「親族関係書類」、「38万円以上の送金関係書類」

8 所得金額調整控除に該当する方

以下の対象となる方は、該当者の氏名等を記入してください。
該当者が複数いる場合は、任意の1名を記入してください。

対象者	総所得金額計算における控除額
給与等の収入金額が850万円を超える、次のいずれかに該当する方	給与所得金額から次に相当する額を控除 (給与等の収入金額 - 850万円) × 10 % ※収入金額が1,000万円超の場合 収入金額を1,000万円として計算
①23歳未満の扶養親族を有する方 ②特別障害者に該当する方 ③特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する方	
給与所得及び公的年金等に係る雑所得があり、所得の合計金額が10万円を超える方	給与所得金額から次に相当する額を控除 (給与所得 + 公的年金等雑所得) - 10万円 ※給与所得または、公的年金等雑所得の金額が10万円を超える場合にはそれぞれ10万円を上限とする

9 収入のなかつた方

おもて面(1)であてはまるものがなかつた場合は、こちらに前年の生活状況の詳細を記入してください。

9. 収入のなかつた方 令和7年中どのように生計を立てていたのか、生活の状況を詳しく記入してください。
非課税証明書の発行、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の算定等の資料となります。

収入のなかつた方